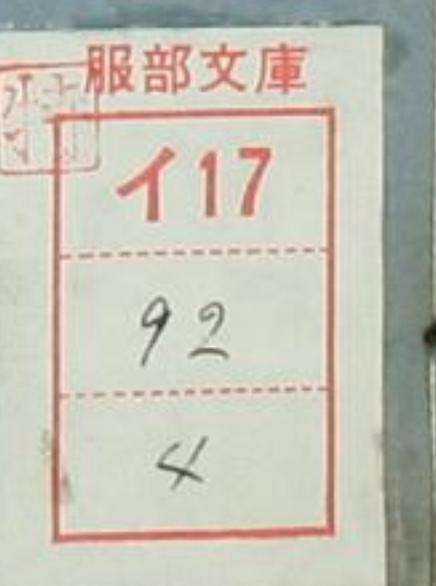


1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100



自三十一
玉三十

己巳
中外新聞

官准

明治二年己巳

中
外
新
聞

至
第
三十一
三十八



表

117
92
4

中外新聞第三十一號

明治二年己巳九月六日

東京出版

○貧院取建方の儀と付建白書

中葉以来政途の否塞已と極すれり今や普率一元と歸れ天下億兆を一して復堯日を仰ぐれむるハ實よ千歳一時の大幸と謂べー今茲鳳輦東と巡り皇政隆と眞り官署大ふ備えり貧院も芝辺よ於て追々御設為の由傳承仕レ乍恐朝廷も御多端と為在官貪も未だ力を貧院と竭すの暇無き故欵尚乞丐益と多く或ハ癡疾の者路頭と顛轉せり是れ至

仁の示よ遍うらざる處あるのこちくび外國と對一ても
御國辱と可相成ル冀くハ今一層力を貧院よ加へられ彼の
無告の者を救ひ 聖光を四方異域よ耀りさんことを是
河東幸中第一の急務とま存レ右貧院造営三都ハ勿論諸
藩諸縣悉く法設け共為在爰を存レ

復按する所旧幕浮浪の徒口腹の養ふ窮一深笠を蒙り襤褛
を着一袖乞する者多く有之彼等昨日ハ順逆を失たる幕臣
がるも今日普率の秋よ方て一民も覆育の者ふ非ざらんや
然バ則ち宜当の處置も可有之事とま存レ然れども彼等
猶面体を蒙ふざけ廉耻の心行る者ヨリヘモ貧院法養ふも
不及儀とま存レ併一此俗指置れレ時も畢竟如何有る惡事
を為すも不計以間何卒夫ニ才藝ニ応一少ニ法扶助等有
之レハト 天恩骨髓子徹一際法用立可申ま存レ右の如
く一民も其所を得ざる者多き時も小盜大盜不禁一て自ら
止む至るベ一臣 等幸よ 皇政隆興の時よ遭逢一欣忭の
至る堪えば狂妄を顧ばま建白レ冀くモ維新の万一年補ひ
わらんことを誠恐惶煩首謹言

規則

一院中男女并ふ癱疾の者其居所を分ち所長の業を授け且
課を命一検査を嚴ふ一課よ違ふ者も罰課を命ず尚違

ふ者ハ之を鞭つ

一 鰥寡或ハ幼稚を挈る者も十三を以て男女の別をあす十
三以下在其親よりて入院す

一日課の給料六分ハ官より納め入費より供す即ち院の營繕窮
人の衣服飲食等餘の四分を又二つより分ち二分を積金と
一二分を典へて日用の小費より給せしむ

一 院中積金預りの局を設け百文以上の錢を預り一兩より滿
るとき五分の利足を附す退院の後利銀を積金より併せ
活計の財本と為さしむ

準

一 足の不具ある者より手の業を乞ひしむ手の不具ある者

よも足の業又を貢擔等の業をなきしむ啞謫聲も皆之より

一 造営の地を東京中四ヶ所と定む一を東駿山一ハ番町一
毛芝辺一ハ本所辺と為すべし然るときハ日課の作業より
便なり又各所蕪地多一之を闢きて田園とあすも作業中の
の一なり

一 病者を病院より移して之を治せしむ

一 幼少にて父母無き者ハ棄兒院の部より屬す棄兒院を貧院
を畫し別區とするとも可ならん

一 完を出る時木牌を請て之を帶び入るとき又之を納む門

者之を以て出入を検す木牌を失ふ者ハ罰あり
一幼者ハ時限を定め篆術習字を教ゆるを要す

一院を脱走する者を罪の最重とし其罰差行リ

一窮人の出处を檢し脱藩等の者ハ其故郷より返すべ
一退院の節其職業より官より其籍中より入らしむべ
一市邑日々乞丐より投する錢も亦夥りベ
一今貧人多きときハ施餞料として毎戸より之を納め院の費用より供せ
む其法一日より家持四文地借りニ文店借り一文村落より
至て八十石高の者一文とす其餘之より准て寺院も檀下の
多少よりして出金を余す

一妓樓角抵演戲等凡て奢侈より属する處の税金を收めて病
幼貧め院の入費より供す

一豪農富商等葬祭より當り施行とし出金する者又有志の
者救恤の為出金する者尽く之を納めて入費より供す
一院中掃除を嚴ムズヅ身体も沐浴を嚴ムズヅ清淨あら
ム可し

己巳八月

大聖寺藩
山田末郎

同 梅田五月

集議院次官序中

○外國新聞

ヒルコ
土ナ其國ト埃及國との不和ヲ追ニ和平ニ成トアリ
佛陁西帝ハ病氣快復ノ此程砂倫ミヤロの地ニ趣キ初代ナポレオ
ン帝の祭を行ひ都ニ歸着アリ

オーストリア
奥地利國ト亨漏生國ト之中キト佛帝の周旋ニ平和ニ
至リ亨漏生と佛國ト戰争を起シ由の新聞ありケモ
全く浮説トマ佛帝ニ戰を好まず只漸次ニ隣國を服
従セーめ霸業を圖るの大志アリヒ云
支那ト亞墨利加トハ條約滯リ無く相濟フトヨー北京より
佛國在留の支那使節へ報告アリ

オーストリア
奥地利の使節バロンラムペツ支那を發し日本ニ著ヒリ
キリメヤの戰爭ヲ砲隊の總督トアリ有名の佛將レベウフ
此度軍事宰相ニ任ズ

佛國の太子ナボレオニハミエス海峡、を見物の後、印度ト
出立をベ

○
亞墨利加のニウヨルクニテモ黄金の相場大ニ騰貴ヒ

魯西亞の軍船サガリンスニ來リ兵士を上陸させ家を建て堡
を築キアドセー由の報告あり兵の數或モ一千二三百人
トモ或ハ六百人トモ云々其實詳モラズ

横濱新聞

十五月廿二日より九月五日までの間輸出の高

寅年卯年よりハ多く

生糸 三千五百八十五芭

寅年卯年よりハ少一
去辰年よりハ少一

茶 百八十六万三千三百。二斤

卯年と大丸曰高
寅年辰年よりハ少一

諸品の賣買少き方ある然きども神戸ヨ比ヨ是バ幾倍ある
を知らば九月五日頃の大相場

砂糖

廣東ロ

一番白

百斤ニ付

セドルニ五トセドル半

口

二番白

口

六ドル半ト

セドル

廣東ロ

口

黒

口

四ドル半ト

セドル

サイゴンロ

口

ニドル三五ト

セドル二

ニドル

セドル

二ドル

セドル

二ドル半

米

中外新聞第三十二號

明治二年己巳九月十七日

東京出版

伊勢内外宮法遷座古祭礼無停相濟トモ由

今年も芝神明社も廿一年目にて古遷座の祭あり例年より

ハ殊ニ賑敷クアリト云

主上近日横濱ヨ行幸あらせられ模須賀敷鏡所とも
覗覧あらざき由

英吉利國の王子ハ過日横濱を出帆一程無く唐國北京ヨ
ニ支那帝の招待を受けトモ

ムル十一日友人某より一葉の印紙を贈き文も福地櫻痴の自筆あるを試し船来の石板にて摺りあり妙辞玩ぶ口堪へ雅致愛すべしとゞども石版の刷印限あるを以く復多く獲べりば依て爰に附載して遠近好事の覧に便を作者とも冥福を祈るが為に然れども既に貞珉の印し再び梨棗を費し恐くは更に稗官の業障を深くするべ無からんや觀自在菩薩といはゞち、慈眼を垂せて妄語の罰を免うせきナム

再起金龍山机塚募疏

恭惟妄語之罪。釀三十世禍蘖。摘隱之業。胎五百年冤血。况夫稗說傳奇。淫邪猥穢。七里霧中。巧構官闈。方寸胸裡。暗現花月。可謂筆是架空之妖魔。机是外道的羅刹也。山東京傳。深感業緣。座摩机於金龍山下。祈福田於菩薩面前。奈他功德薄如冰。宿劫深於淵。遊戲之因未滅了。机塚之碑已頽焉。現有稗官兩高手。小說雙名工。曰魯文道人。假名垣先生。曰有人居士山々亭文宗。今代之京傳。東國之貫中。滑稽談天。咬壺忽出金龍。奇趣倒瀾。筆頭輒吐彩工。而文海升沈。人情孤負。方兄寄絕交之書。窮鬼為斷金友。柳橋傳奇。不換來一袋糧。花巷析玄。難博得半椀酒。

顏疫神。骨類病狗。秋風吹膚先寒。單衣常垢。缺月照室夜明。板屋半朽。於此乎摸拜菩薩。泣訴情願。忽焉開善哉。慧識豁然得活路手段。欲起那類碑。救個窮面。明修好事的善根。冥到中福海之彼岸。名簿募金。報疏請奠。嗚呼。大悲慈眼。實賜無量方便。萬福長者。勿吝若干施錢。我聞學士死後虛凹。作家冥間坐蠱。為七生無手之人。為永劫那落之鬼。諸佛咨乏修典秀才。十王嗟欠陰間太史。今如人居士。現世落魄。已陷於餓鬼道底。冥府登庸。果坐於森羅殿裏。任閻羅王三興除羅刹省半事。聽訟具供。按律批筆。威嚴赫赫。衣冠巍巍。不可仰視。必矣。靜觀世間多少信者。自他悉皆俗質。蒲團上工夫。未到即身成佛。屏風內止觀。固非波羅祕密。當他踰陰闕對幽廷之日。道人案簿。居士翻冊。暗算募金曰。某正金幾圓。須坐何的樂天。某楮幣幾枚。當登何的寶臺。如某者。一錢不投。一紙不捨。嘗何的柱燒。受何的歐打。素其報也。然則閻廷之中。冤亦閑於寒暄乎。曰。不許賄賂入鬼門。乃大書於坊巷。曰。此處小便無用。奉勸募簿大檀那。風流賢社長。作善奉行。明治二年己巳九月初三日江戶貧士櫻痴泥隱福地萬世尚甫氏

撰併書

○美濃國下一揆を平定せ一事

七月月中旬美濃國土岐郡の數ヶ村にて土民一揆を起し其
人數千人許も及び近村を勿論其事諸方へ聞えて頗る
騒動及びう名古屋藩岩村藩其外諸家の兵追々繰出
しゝ成り鎮撫行届き不日ゝ静謐ゝ及べりと云ふ前の三十
号に記せし信州の騒動も最早平定せし由あり

○鹿児島藩の願書

頃日傳承仕し處賄金天下ゝ布滿し萬民されど為ニ一方を
らず困苦を蒙り剩へ外國人より種々に難題ナ立於
朝廷必至法配慮ニ在し趣旨恐縮然るゝ内實ハ當藩
おいて鑄造仕し役相違無古座レ抑通宝私鑄の禁を不易の
大法にて犯すべからざるハ必然より處舊幕府の政、名分
紊乱一道の以て履む可き無く法の以て取るべき無く終ニ
干戈を開き復古の今日ニ至らせられ程の形体ニ有之、具
ニ既往の次第ナ上レハ一國ニ皇國恢復の表目上より
一て闔國獨立割拠の断決を及び專行仕し畢竟東西奔命の
疲勞莫大にて財尽き途窮り百方訴ふる所を知らず所謂大
行細謹の格言も有之实ニ前後不得止の至情にて天地無愧
の心底より共大權帰朝、信賞必罰、名正言順の時ニ當り
殊ニ前條一大事の内國害を釀シ付てハ大罪遁るベリ
ム、畏縮の仕合ニ古座レ間此上ハ明白ニ情状を陳述し

天裁を仰ぎ見るの外は庄い旨今般ナ進ひ越は庄いニ付
速ヨリ評議ヨリ在所置ヒ成下レル事願はシ段ナ上レ以上

八月廿四日

鹿児島藩公用人

姓名

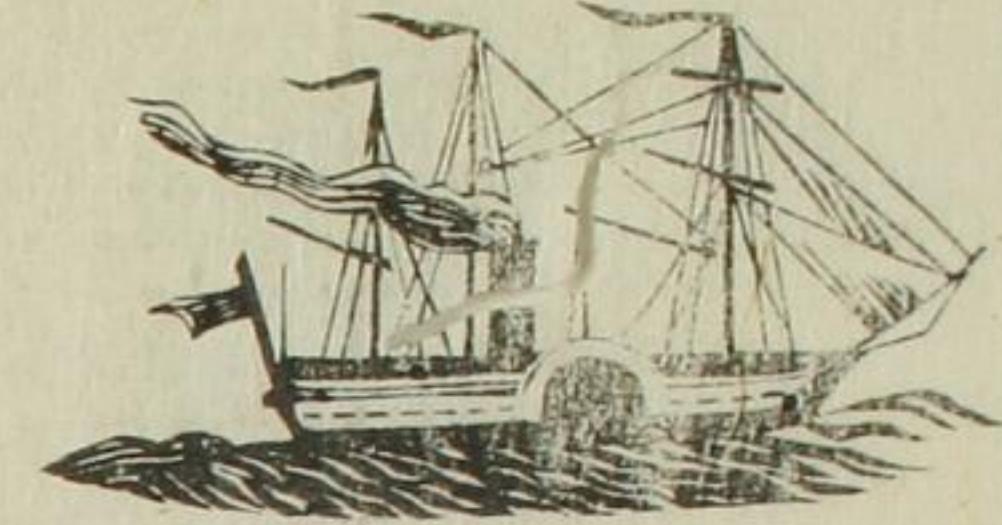
辨官 時中

○七月十二日澳地利オーストリア「オーステンレイキ」とも云の公使と我グ外務省の
官員と應接あり、又通信條約を結ぶべき、又定まりト此日
澳國より種々華麗ある土產物を朝廷へ献ぜー由横濱

新聞ヨ見えト

○亞墨利加鍊道の事 八月十六日出版ロンドン新聞
ヨウヅ

合衆國の西岸サンフランシスコよりニウヨルトニ至るま
ての遠き直径日本里法千三百余里、此間の鉄道處々屈曲無
きこと能く就中落機ロッキ山其路よ横ヨそれる部分を「ウタコ
ロラド」等の諸州ヨーて鉄道あまくの山谷を過ぎて東ヨ達
せり依て其經營の辛苦を想ひ見るべ一此山中ヨセルトシ
といふ地ありミシシッピ川を距るて二百六十余里の處よて
最高き地あれども少一の町家あり旅館、新聞局もなり此處
ヲ掛クリテ鉄道の高さ海面より高きこと八百二十六丈二
尺あり然れども平地ニ連る傾斜コウガイ日本一里ヨ付十八丈ヨ
過ぎて稍隔ち有處ヨテハ六丈の傾斜あり



蒸氣船脚船

「シテイ、オフ、エド」

船号

毎日^朝第八字

江戸つき地ホテルより出帆

直松横濱へ到達

ヒル浅
才二字三十分 横濱イギリス波戸場

より出帆即日江戸へ归着

右當日より日出帆付ノ万何年候ノ發附用

付付シ船乗上り以上

日本船支移シ一人お全支あ

前物ハ大小輕重ニ應ト下車シ便詔ナ清

已九月廿日 横濱百七十九蓋 オイト兄牙敬啓

中外新聞第三十三號

明治二年己巳九月廿八日

東京出版

主上昨廿七日集議院下 行幸ありて議員の評論を聞クセ
玉ひ官吏及び議員ヲ酒を賜ふ

○静岡藩への改達

静岡藩知事徳川家達

徳川慶喜依別紙^ミ通^ミ 仰付シ条此可相達事

九月

太政官

別紙

徳川慶喜

先般謹慎シヨウシ 仰付置ヨウフチジけ處深ヨハシマツキき

慮慮ヨウヨウを以ヨシへシテ 免ヨミツレ事

己巳九月

太政官

○鶴田藩

元石州安田今改て鶴田と称す への由達

鶴田藩知事松平武聰

其藩元管轄地石見國那賀郡其外大森縣管轄ヨウカク 仰付ヨウフけ付ヨウフてハ本祿の内及減少居ヨリけ處今般ヨコハシ詮議ヨウイく趣有ヨウス之不足高ニ万四千八百石石武升序藏米を以て為藩祿下賜ヨウシけ事

但美作國久米北條兩郡其外共高三万六千百八十九石

七升七合地所ヨシニ攸ヨシモ是までの通可ヨシ為支配事

己巳九月

太政官

○右の如き 恩典の行ヨリれヨリハ士民一同の嘆願殊ヨリ鶴田の重臣伊東某粉骨尽ヨリカカ願素ヨリを達ヨリする至ヨリ由友人の語ヨリト任ヨリせて記ヨリ

○火山鳴動ヨウセンメイドウの事

今年ハ信州浅間山の烟常ヨリ多く且時ヨリ山鳴ヨウセンの音ヨウセン聞ヨリゆる由ヨリて山麓ヨリ住む者追ヨリ遠方ヨリへ立ち退ヨリく由ヨリを開ヨリり何根ヨリ火山ヨウセンといふものハイツ何時ヨリ俄ヨリ破裂ヨリすヨリトヨリきヨリ非ヨリ大抵何國の火山ヨウセンも年限の定ヨリまり有ヨリて或ヨリハ廿年三十年或ヨリ

百年數百年の間は一度烈々焚ゆるを常とぞ故に其
焚え出づる前徴ある時ハ近村の者も豫め其他を立退きて
害を避くをよしとせ乍併火山の焚ゆるときハ其近村は
多少の損耗ありと雖も廣く世上を通觀すれば却て生民の
助けとあらずサクらす其故を若一火山の焚ゆべき年限
よりアリて焚えざれば地中は汚物となりて大地震又ハ津
浪ふどを發し其禍の及ぶ所十里八里止まるべからば恰
も瘡毒の内攻一難治の病を變ずる如しといへり

○第十一号前島飯塚祥平ニ子建白書の評

十一号飯塚祥平とあるハ修平の誤写あり

或人評曰此論最も佳あり 皇國の學者とかゝる目を著
けまく タれ去あぐら漢学の我 邦子流布せりと 一朝
一タの事非ざ今悉く漢字を廢絶せんとあらざ言えまく
畏れども 至尊の御諱 廟陵の称号百官國郡の名を
始よりて皆これ改めざることを得ず故に今一層行ひ易
きの方を試云此建白書の第四ヶ条の如く國字のみを
用ひて書を多く著一家毎々領ち給い 村翁野姫と雖も
いろは四十七字を読み得んとハ難き業であるキドナ
れ、六七歳より十歳までの幼童も其家にて之を讀
聞クせ十歳の頃ニハ國字のみにて書をうち本を讀す松

の教育一十歳の後小学に入り反復教習せしめぞ教授も自
から其順序を得て行ひ易くベ一初漢字の數も六七萬ト
ありて夥きことあれども千字文、孝經、論語、毛詩、尚書、春秋等
部数を限りて讀まする所ハ四五千字ありてハ要用の文字も
巧る所トベ其内又日用に切ある字の數ハ尙更僅少の事あ
キテ漢學専門と見る人の外ハ凡二千字又三千字も譜記され
バ差支も無くベ仍々彼國の字書を拘らば此方みて平日
用ゐる漢字の區域を立て、新ニ字書を撰び民間に弘めあざ
学問甚ざ入り易き物とありて少年の日を徒らに費すの
患無くベ云々

○第廿一号の正誤

三丁ノオモテ七行 附策略ふうへと。衢は於てト。也。八の誤

同ウラ二行

其國造 其縣主 其ハ二字共ニ某の誤

同四行

左あくじて 左いの誤

四丁ノウラ四行

雅ハ 植の誤 五行 己ハ己の誤

同八行

志貴縣主ト玉へ。ニ二字行

○鹿児島藩賞典を辞し上表の寫

臣久光臣忠義頓首謹白前日 宣旨を蒙り積年勤

王出兵奏捷の勳功ヲ依リ臣久光を以て權大納言ヲ任し役

脱文 ひ總任國造百四十四國

二位の叙一臣忠義參議より任し從三位の叙一由高拾万石永
世下賜者家臣西郷某本數人亦各勲効軍功を被錄序高及び
侍金を賜ふ有差 皇恩隆渥臣久光臣忠義感戴罔極惶伏
無地恭惟より將家竊權七百年の久しき一朝反正安ふ

陛下の 神威と 列聖在天の 穎ヒヌ之由加之兵興

以来 天戈の所指風靡せざる無く僅より周歳の外率土恭順
是皆天意豈人力の致す所ありしや臣父子其れ敢て 天功
を貪り以て顯寵を辱くすべからんや况や不次の重賞万一千非所
敢當謹て 宣旨位記を封し 閣下より奉還す其西郷某
お情亦臣父子の同ド因て併せて其賞典を封還を夫れ

王家の為より微力を致す臣子の分所當為賞を徵め恩を叨す
する臣等雖汚下義不敢為但 天威を亵瀆す实は不堪
悚懼冀くも 聖明臣等の衷情を照臨し賜へ臣久光
臣忠義昧死以聞

己巳六月廿五日

七月十七日侍張紙左の如し

辞表も茲尤に被思召ほ共功勞

歟感く餘被賞賜を付返上に倣ハ不被及

侍沙汰候事

○再願書并み再 侍沙汰書を文長より次号より出

○外國新聞

丁抹王の世子「キリストチャーチ、フレデリキ」と瑞丁及諾威王の女
ロ寢セと婚姻相整ひより世子も今丁抹王「キリストチャン」第
九世の長子、母も「スセレ侯の女」一千八百四十三年六月
三日、生今年七才、妃ハ今瑞丁王「モーレス」第十五世
の女ヨリ、母も和蘭王の従妹、只此一女あるのみ一千八百
五十一年八月三十一日、生今年十九歳頗る美人の聞
えあり。

○官板 集議院日誌

九月ヨリ追々出来

中外新聞第三十四號

明治二年己巳十月十日

東京出版

三十三号の續き
鹿兒島藩の再願書

一此度從三位從四位共奉蒙 御賞典官位并御高拜領藩士
江方御高御金頂戴等々 仰出付て先代薩摩守の遺志を
継ぎ是迄聊藩屏の任を尽一付儀にて四方平定罷成付を全
言上仕合通 聖運の全然處付不得ぞ寸功辻も多々事勿
論みて 廟堂御決議の上を 仰出付を強て奉願付恐多

儀より得共方今幕府の弊政を為受繼海外へ君為對莫大の
序國債有之加之一昨年來兵馬の費用不一方會計の目的も
君為立兼多勿躰也　　宸憂の餘り　御身辺の御用途制限
君為在下折柄意外の重賞錢心蒙　嚴金りても臣子の至情
ニ於て安堵難仕勿論治國安民の本ハ會計の立不立より
ト議ハ申述る事く存ひ間乍絶々御用途万分为の一トモ相
備速ト會計の大基礎君為立下民　皇澤ニ露ひ維新の時美
政相舉君為安　　覩慮ハ格を願の外他念無御座ハ其他ト
至り父子共年來の素志相達始て安堵可仕奉存ひ間背命の
罪如何トも不幸堪恐縮ト得共不得止の仕合にて遮て可ま

願旨細々申含越レ付何卒前条の至情　御洞察君為成下御高
官位返上　御許允君為　仰付度藩士の分も同様の志願ニ涉
度君為依之　宣旨位記其外都て相添此段再忘奉願ト以上

七月廿二日

公用人姓名

鹿児島藩

○
辨官
御役所

賞典ハ深重の

覩旨を以て充　仰出ト事ニ付願の趣不

鹿児島藩知事島津忠義

社及
御沙汰段先達て御達相成レ处猶又再三懇願の旨趣
全く至誠の所致神妙の至
思召レ就ても即今諸道不登
庶民凍餒の勢モテ救荒目下の御急務モレ處御用途必至御
差廻の折柄旁以乍御不本意當年限り賞秩半方返納
聞召救荒可ル為充行旨
仰出レ事

但し叙位返上モ不可及
御沙汰レ事

八月

太政官

従二位上京の上
御沙汰可ル為在旨先達て
仰出レ得
共今般別段御詮議の筋有之別紙の通
仰出レ事

八月

御張紙の寫

至情難默止再願の趣素トリ可
聞食筋モモ參之レ得共
従二位參着の上何分の
御沙汰可有之レ事

古八月二日御張紙

枕山老人

○東京雜詞又十首

内錄五

天子遷都布罷華東京兒女美如花
須知鴨水輸鴉渡多少簪紳
不顧家

大院治瘡幾百兵何唯帛肉荷恩榮紅裙更勝黃金印
卧榻人々擁愛卿

當筵奏技被恩優名士名姬譽望侔歌舞中間陳翰墨
太平將相

太風流

紛々上疏各圖功、興學建官論太公、黃口市童皆賈誼、白頭村叟半文翁

功成誰指五湖東、彼美扁舟也可同、今日輕鈔勝重寶、千金一束入懷中

○太政官印布告の寫四通

大官縣自今浦和縣と共称レ事

○九月

詰の趣相聞レ間今般民部省通商司レおいて貳分壹分二朱一朱等小札至急製造追リ引替相成レ尤引替レ大札ハ断截レ條兼て為心得相達置レ事

但し引替の期限を追て民部省トり立達レ事

○九月

東京中非人乞レ此度本府モおいて支ミ取調廢疾老幼の外壯健の方の舊里へ引渡シ付藩縣モて請取レうへモ以後再度管轄外へ不立出シ此度処置可致レ事

○九月

官制序改而官位定處今般考證議の趣有之當十月より官位相當表の通官祿を立下し間此既相違し事

但し十月分を追て取足す 仰付之事

十月

○第十九号又出る 蝦夷地產物考略の續き

羊 羊、野羊の類もぐて食草獸を之を養ふと費え多くして益多す、ものやと時々其糞即ち其土を肥し耕作の助^{タク}とあつて少うとも不毛の地を開くことを必ず飼ふべき

馬鈴薯 砂地とも多く生産は外國人日用品として交易の料であると世人の知るが如し別名菊芋といふもの有り如何核の瘦地とくども速く繁茂す味を馬鈴薯は劣れりと雖も凶荒を救ふに足れり且豕、羊、牛を飼ふ最も最良なり

魚肝油 英名コットリバ、オイル蘭名レーフルタラーン世ふ普く知られる薬剤なり鱉、大口魚の肝より取る寒國みて製すれば腐敗の患無く夥しく製し出して利を得べし是れ廢物を化して有用切近の薬品とするの一つなり

テレビンティナ 并其油 北地ノホリモテ「テレビンティナ」を出すべ
キ櫛モミの樹ツバキ又落葉松フジマツ多し採りて產物トモベシシテ
醫藥イセイ供すづき上品を得タメトモ火術カルニス等ドウ用
用ヨコシ充份ヨコシの品モノを出すべ

○

英佛讀書通アーヴィング 每日午前但ニ七休日 并作文エッセイ五十

西洋政事書エイジヤウ 一六

毎日午後講義

歴史リョクシ 三八 福地源一郎

商法

四九

十月十五日ヒジキ 詔古場淺草新堀端抹香橋嚴念寺中ヨシニ相始ハサハめハサハい

中外新聞第三十五號

明治二年己巳十月十九日

東京出版

○大政復古有功の賞典シヤウジンを行ハシマラル事モノ

五千石

三條殿

五千石

岩倉殿

千五百石

中山殿

同

中御門殿

同

正親町三條殿

東久世殿

八百石

従一位

正二位

五千石

尾州老公
土州老公

澤殿

同

正三位

千八百石

従三位

西郷吉之助
木戸準一郎

越前老公

同

千石

後藤象次郎

同

五百石

正五位

岩下佐次右衛門

四百石

成瀬隼人正

田宮如雲

中根塙江

福岡藤次

辻將曹

田中五位

神山四位

金五百兩

右傳聞不任せて記す故ニ次第不同なり尚脱漏もある

べし

○カラフトよりの書翰の寫

六月廿四日午後二字魯艦一隻ハツコトマリ久春古丹近傍へ來リ其地我國詰合役人の応接を待トビ種々暴行ハツコト追々上陸即日より家作取建已ヨ此頃ハ大小十軒餘又及ベリ其より三四里四方程の地を所々へ小屋掛ハツコトヒシ

右人員

トウブツ

チベシヤニ

ハツコドマリ

三百人

二十人

百七八十人

ホロアントマリ

キナイボ

久春内

二十人

二三十人

三百人

此外レレトコロモウミツカ川等追々来リト由ナレトモ人

數詳ナラバ云云

○貧民救方の議

比年諸物價騰貴仕ハツト付てモ近日東京近郷村落の景况を見聞仕ハツ處何れの村方ハツテも夜間ハツ至り諸作物を盗ハツレト事夥ハツ其甚きハツ至りゆてト黨を結び富家へ押込金錢衣物財穀等を掠奪ハツトシテ殺害ハツ逢ひト者も少くハツ右

様惡黨ども有^レ之ゆを必竟諸物高價の致す所よりて中ヨハ
日間の操作雇錢等よてを仰俛の養を遂^ス事能^リ不届と
ち乍^レ止むを得^ジ此の如きの所業^ス及^ヒ族も有^レ之づく事
存^レ是を以て推考仕^ヒ渴^シ餘國も同様の義と^マ存^レト今速
ニ^シ洋处置不^可為在^レても結局騒擾^ス立至^リ可^レ申^マ存^レ方
今^シ一新四海一家の秋^ス當りゆ^ヘモ大坂へ輻輳仕^ヒ海内
の米穀を^{シテ}一旦 官の管轄^ス帰せ^リ然^ス後適宜中等
の時價を^{シテ}其上^ヲ行商へ^シ渡^ス方成^リ行商
も格外の利を射^ス事行^スも^ビ彼^ガ為^ス壘断^ス私せらる患
相正^ミ可^申將^亦 官^ヨテ^メ四五十分一を税^セられ是を

積^セられ^ケ得^モ莫大の贏餘^ス且普天下人民^{ドリ}不知
不^レ識^スの間^ス成立^シ事^ス付此を以て^シ鰥寡孤獨^シ為^シ救^ヒ
格^シ度^キ存^レ瓦^テ諸物高價の原ハ米價の騰貴^ス關係仕^ヒ
事^ス付米價^シ下落仕^ヒ餘呂ハ此^ス準^シ減價仕^ヒ事
ヒ^シ存^レ左一分も是迄の貨幣粗惡の致す所^ス依^リ可^申ハ
得^シ共右の所^ス新貨幣^シ鑄造^シ可^有之^リ間夫迄の处強
て^シ施行^シ可^レ斯民倒懸の苦を^シ為^シ救^ヒ事件^ス付速^シ洋評議^シ
考^シム^シ格^シ度^キ存^レ誠^シ恐^シ頼^シ首百拜

月 日 和歌山藩 三毛梯次郎

○己巳九月民部省布告新定税則

一種紙本部一枚二付 税金永百文

一生糸 二付 九貫目二付 税金四兩

一真綿 同 税金一兩

一熨斗糸 同 税金三分

一皮二付 生皮革 税金一分二朱

一屑糸 同 税金二分

一出壳蛹 同 税金二分

一山繭種 二付 税金二分

○御布告の寫

西洋形風帆船薰氣船自今百姓町人二付 至るまで所持並差許
以開製造又二付 を買入等いゝて二付 おもの二付 之管轄府藩縣の添書を
以て東京外務省二付 に可取事

十月

来る廿四日

中宮御事東京へ 着御相成二付 旨布告あり

○太政官布告の写

今般新銅錢二付 鑄造二付 お成二付 へ共差向北海道開拓融通の為

め在来の當百錢沖鑄造増額減額條為心得古達之事

十月

○凶誤

第三十四号三丁メの初から八月二日の沖張紙ハニ丁メの表第八行へ入るべきを前後錯置セリ

○英學入門

石川長次郎著 一冊

堡塞新論二編

同

一冊

二冊 出來

中外新聞第三十六號

明治二己巳年十一月八日

東京出版

去ル朔日 宮中より於て子安大譯官等傳信機〔テレガ〕の仕掛
を 取覽よ備へ奉る由

○外國新聞

英國使臣アール・コック上海に來着セリ右モ天津條約ヲ改正
ナベキ廉価を以て改めて調印シ且萬州〔ワントウ〕并ヨウフ〔楊子
江〕の地の二港を開クンガ為カリヒト云々

南京にて去月三日土人天主堂を焼拂ひテ堂中より住居せ

一耶蘇教師並其家族共辛き金を助ケモ逃れ出一由

○岡松大助教手記の寫

去歲戊辰七月余れ小笠原大監モ役ひ長崎より海モ航一テ
急ニ東京モ役才溝口執政モ余輩と同く武庫ナシ附載せん
とて先ナリ長崎より船を待つの際執政一日大監と共に
西客布兒鑑吉フルバキを訪ルんとて余を誘ヘリ布兒時モ海上の梵
刹ムカシ寓セリ執政ハ先モ屢布兒と相見コト有アリ由モて
彼甚歎洽セリ余ハ始めて接見する事ありし由モて
事モ及ぶヤドと思クシ小彼頗る虚懷モ一ト誇稍熟ノル
れも余不圖布兒モ言クシ僕ハ兼て究理の學モ就て君モ質
さんと思ヘリト數條何アリ先其一を擧ゲバ彼モ見ゆる海
水カリ海水モ晝夜必兩度の潮汐を為す然モ西洋潮汐の
論實理モ合せば如何彼れ即ち椅子より下て壁モ懸シ小球
モ地形を呈ク者を取て余モ指教ヘタモ海水此モ立て
起張すれば彼モ立ても必ず涸モヨリ余曰く是實モ然リ
假令球の左右モ在て海水涸モ時モ球の上下モハ必起張
すヘシ然モ西説モとも上下同時モ起張するト能モビ
如何彼又卓上なる長圓形の磁器モ卷烟草を盛マスモノを
取て海水一方モ起張すれば勢必反て彼一方モ至る故モ球
の上下共モ潮汐を成すトモ磁器を左右モ傾け其勢を為シ

て余よ示せり余曰く海水彈却の力よより激一て彼一方よ
至ることも左も何るべし然ども此未^シ疑を解くよ足らひ
如何とすれど海水地球の上面よ起漲するときも背面の地
も同時よ起漲すべし豈海水大地球を環て往来するの間可
らんや若し然らば朝暮ニ潮^ハ遲速有るべ^シ因て卓上の硝
鍾一箇を取り之をつらねて謂^フも潮汐ハ朔望を以て至
高とす且朔望の潮在其最高點いつも相同し今朔よ就て論
せんよ日月地此硝鍾の如く一直線よ在り日月の力海水を
引き卯正刻よ在て起漲し一丈の高さを成す其背面足踵
相向ふの地を恰も酉正刻^ハ當れり此よ在ても海水亦起漲
一丈の高を成すべし此朝暮一潮の生する所以あり然
るよ月の力海水を引て一丈の高を成すハ左も何るべし
背面の地も何の力を以て同く一丈の高を成せ又望よ就て言
む日月地を交え各一方よ在り^シとく日の力を十万斤と
月の力を五万斤とせんよ日其力を以て海水を引て起漲
一丈の高を成んとする時月亦其力を以て相向て牽引す故
小日の力十萬斤ハ幾何を減べ^シ月其力を以て海水を引
て五尺の高を成んとする時月亦其力を以て海水を引
減すべし故よ日下の潮^ハ一丈を成すを得べ^シ月下^シ五尺
を成^シを得ざるの理ぢ然るよ一丈の起漲を成すの地を

何よりを必ず一丈を成すア、朔望より在ても差異多く又朝暮より在ても差異ア。此れ僕が西説よりて久く疑を懷く所なりと云々さて彼れ語塞グリて此より別モ悉トキ説明し有るべしトツ余が聞く所も皆西洋の舊説なり近世究理益々精々ときも潮汐の理も定めて明辨あるべし君々調べ置き乍ら、重複て其詳なるを聞うんと云バ彼曰く君願くも再来て談論せよ余辭して此度ハ藩命を奉一急ふ東京より赴く再來を得ば明春重て披雲すべしと云々彼明春とも甚、待遠一とて微笑して止ム余又神經の事を論一タキ此も醫者の事ナリトツ余曰く勿論医者の

一丈の高を成すべし此朝暮一潮の生する所以ナリ然るよ月の力海水を引て一丈の高を成すハ左も何べし背面の地も何の力を以て同く一丈の高を成や又望る就て言む日月地を夾ミ各一方より一月の力を十萬斤と一月の力を五万斤とせんよ日其力を以て海水を引て起漲一丈の高を成んとする時月亦其力を以て相向て牽引す故小日の力十萬斤ハ幾何を減ばへし月其力を以て海水を引て五尺の高を成んとするは是亦日の力より遮られて幾何を減すべし故より下の潮より一丈を成すを得ば月下より五尺を成すを得ざるの理ナリ然るよ一丈の起漲を成すの地を

何よりを必べ一丈を成す一と期望す在ても差異無く又朝暮、す在ても差異有。此れ僕が西説、於て久く疑を懷く所なりと云々きを彼れ語塞ぎりて此よも別よ悉しき説明し有るぐれど、余が聞く所も皆西洋の舊説なり近世完理益、精々まきも潮汐の理も定めて明辨あるべし。君々調べ置きをすまさらば重複て其詳なるを聞うんと云バ彼曰く君願くも再来て談論せよ余辭して此度ハ藩命を奉一急ふ東京、赴く再來を得。明春重て披雲すべしと云々きを彼明春とも甚、待遠一とそ微笑して止ム。余又神經の事を論一とまつせも醫者の事なりとづく余曰く勿論医者の事かねども究理の學す在てち尤も緊要ぢれど論せざるを得、びとて其概畧を述べ彼も些少の論矣あれとも未」と其要領を傳す。内長詰もすり執政及び大監も唯黙して聽居。よしとゆく草々不諺を囂りて去ぬ本文尚長々生きぞ後卷續刻す。

○英吉利大字典を刻する布告

昔し蘭學の始めて行もるや世の字書を以て學者之を困苦せし。和蘭字彙出てより大の學者の勞を省く初進の助力となり。今や英學漸く開け全國を舉て英書を講じる日も盛んあり。而も英學の字書は於てえ却て和蘭字彙の如く全備。学者を以て常々遺憾を懷く

レシテム是れ今日の缺典ヨウラビ也然れども全備レシテ
字書を編成するトモモ翻譯校合トモ板行ニ至リテ、その
事甚シ煩レ、其費もあたゞ、夥く一個の大業ナシモ以て更
ム之を全ナリ者奉し今吾社中大ニ奮發レ、其労費を厭ハ
ビ此書を成し英吉利大字典と名け板行レ、以て學者の補
益と力キんとモ之を坐右ニ備ヘ披閱、便ちらゝめんが爲
ニ精巧ある細字の活版を以て之を刷、体裁及ひ装本を和
英語林集成の如く都て詳繢ニ做ひ全部一冊トモ、其價ハ
今より定むべくうばと雖モ金十餘両の外ニ出でざるべし
凡そ活版ハ定貞若干部を刷キヨリ直ニ之を頒典するを以

テ世の學者之を求めんと欲する者も預め入用部數并ニ本
人の姓名を識レ、社中ニ投ぜらる可レ然らざれど此書を
求ムを得バ全部収完明年十月を期す因て此事を書一テ學
者ニ布告する事然リ明治二年己巳十月北門社長山東一郎
謹て白す

○外國新聞の譯

オ、ストリヤ帝ハ此頃^レニエス海峽見物の留守中其領地ナ
ムタルマチヤ部ニ一揆起りしうだ俄ニ帰國一兵を出一テ
之を鎮撫せしむ右と同時ニ土耳其のアルバニヤ州等ニ
一揆起りし由ナシ

支那の使臣「ボルリレハム」^{デスマルクル}丁株諾耳回及ひ瑞丁^{スエーデン}の都府を周歴し不日より和蘭^{オランダ}に到^ルぐき由

是迄ハ支那の商人西洋^{ヨーロッパ}に往きて通商するこも稀ありしが去^ル九月十八日「ウレンセロット」と名くる船^{ヨシ}にて茶葉を夥しく積込ミ福州を出帆^ル十月十五日倫敦の「ゼームス河口^ロ」に着^セり

世界^{ヨーロッパ}の短人名^{トムソ}ト云ふ此者近日横濱^{ヨコハマ}に來^{アガ}し身の長僅^ム三尺五寸^{五寸}然^ニとぞ敏捷^{アサヒ}にて學藝^{アラタニテ}通^セざ^ルと^ナよ

中外新聞第三十七號

明治二年己巳十一月廿日

東京出版

○三十五号の正誤

生糸并^モ蠶卵紙其外新定稅則を抄寫し三十五号^モ出版せり然^ニ右御布告書ハ相違の廉有之^シ取用無之事^モ相成^ル間其趣書載せ^ル於^シ急速新聞紙板元へ申付有之度^タの趣民部省^モ其筋^ヘ申^セ樹合有之^シ付ても三十五号中稅則の儀^ハ後證^モ不^可成^ル間四方の看官其段落^モ知可^シ下^ル

○醫道の事^モ舟建白書の寫

謹て奉獻言レ凡天地の間人有れば則ち病有り病何まも則
ち之を治むるの方法多きアリを得ざラモ自然の道理ヨリ
坐リ故ニ 神代の古ヘ 神皇產靈尊、医藥の道を創めタヒ
大己貴命 少彦名命の二神、蒼生の疾苦を救ムん為ニ此道
を定めタヒ其より以来中古ヨリ至るまで數千歳の間純粹ハ
行なれ来リト儀ニ御座ル然ル人 人皇三十代 欽明天皇
の御宇百濟國ヨリ醫書を献し醫人を貢一其後相次て医人
渡来在留イテ藥術を施レ是キ本邦ヨ漢醫道有之始メニ
シテ此時より新を好ミ奇を喜ぶの徒相擧つて是を採
用致レトドリ本邦固有の醫道を漸々衰微ナ及びレ处其後

五十代 平城天主深く考為歎時の醫官ニ 余ノレ古來の
醫藥方法を集録セリメニ少フ於是此道頗る回復致シ名工哲
匠輩出其著書少クトビリ得共外を貴び内を卑む人情推移
リ仍て此道ニ從事致シル者少く許多の年代を経過レト間
ニ又遂ニ廢絶同様相成ル然ニ處文化文政の度ヨリ此道の
復古ニ志レバ者東西ニ相繼て起リ各自ニ學術を精究シ其
得所を以て書を著し大ニ盡力致シト雖才千有餘年廢
絶の醫道ニヘダ容易ニ擴行し難く同志の輩深く歎息仕
レ不肖もぐら私共多年此道ニ志し刻苦勉勵日々月々考試
研究仕レ处其方法正大確實リテ規矩準繩悉く備足致し

今日實事は施一毛亦を差し、以海外医道と並び立て聊り
耻づ可らず。と存其海外の醫道とソレとセ皆二神の
遺教より無之。漢醫道の儀を千有餘年歴然傳來
リ熟く、皇國の風土に適し其効驗普く衆の知る所ニシテ
以方今大政復古諸道沖復興の時節、皇學を以て基本
ト為し漢洋を以て輔翼とすし大學校沖興立社為在リ付
てモ右清規則を準し、皇漢醫道合併の學局を立度
儀とまない叔此の如く申上れて、自己の名利を拘り、
我ニ才相當り恐懼の至り、座り得ども即今御採用參
之にてち折角モ邦医道の志を立ヒ徒々自然勉力相弛ミ成
功か遂ケ難く且、當時の人情にて其志を繼ぐべき後進
も有之間敷終リ明々トア、神真の古医道人と共に亡び
以後再興の期有アグリ、永く廢絶及ぶ可く漢医道
今日再興立規則一定無之、とく庸医妾り、人命を害ひ
遂ニ滅絶ニ立至リ可申ハ殊ニ天下人命は關係致一医道
古來本邦多々有之事は外國へ對せられりて乍恐
御國辱の筋より相當りほん秋と深く悲歎歎付恐懼
を顧、井蛙の見を述て、高聴仰き願ハシマ、ハ螻蟻の
微意、御仁恵を私為、垂ヒ枯不堪懸願之至、誠恐誠惶頗

首謹言

明治二年己巳九月

権田直助

井上頼國

松田本生

○

大村兵部大輔も學漢洋よ涉り頗る能臣の称あり。惜い
くも三ヶ月前不慮の禍よて脚よ深手を負ひ百方治療を行
ひ蘭医ボードインの截断よより脚の疵も愈え。一月衰
弱甚しく終ふ今月初旬黄泉の客とふや。

東京医学校の教師ウーリス近日東京を出帆し舊州よ趣く
べ一代理て病院よ来るべキ医師のモドキ定マ。

○唐國新聞

此度英國使臣ルーザルホルト、アールムクの本國より來り
し事、餘の儀、あらび頃年支那港への役人私慾を逞くし外
國人との對し不正の事多く加之北京よ於て恭親王の供方の
者と英國ニストルと途中にて往き逢ひ。唐國人無法
の英人を打擲せし事あり、依て是等の事を糺さん。為て來
きつあり結局此度も唐國より多額の賃金を出し且つれま
で交易場と定めし十港の外も更ニ二三の港を開きて以
て罪を謝するもぐ。

○外國雜報

佛朗西帝「ナポレオン」持病又、強く起りて危篤ありしよ
玄月の新聞ヨリ見え——此節既マサニ快氣の由

西班牙イタリアにてハ王位マサニ定マサニ以大利部内イタリアの「ゼヌア」公
を迎へて王とせんとの評議あり——最初ハ衆議一決——難
く中ヨハ佛朗西の「モンペニシ」公を立てんと云ふもの有
りドモ漸く十分の九まで「ゼヌア」公の方ヨリ決せりと西
班牙の信報ヨリ見えト

英國の商船「グレンクリー」玄月六日
サイゴン柴棍カキより米一万五千五
百俵余を積マサニて横濱ヨコハマをさへ来るの途中、臺灣島の此方
にて難風ヨリ逢ひ海上ヨリ漂蕩ヨリること數日、遂マサニ北緯廿一度
十七分、東經百廿度十五分の處ヨリて舶全く損マサニぜ——小舟
子乗マサニり移マサニり辛マサニひヤハ北日耳曼ゼルブンの舶ヨリ号「ホンコン」と号する者
香港ヨリ日本ヨリ來る海路ヨリてこれを見掛け人ヨリを救マサニひ
横濱ヨリ伴マサニひ來マサニ——カク倉皇カクの間ヨリても天度ヨリの測量
を怠らざるハ平日ヨリの習熟マサニ因マサニすマサニのあく

○亞墨利加人「メランコリー」を治マサニす業方

「メランコリー」とハ顏色蒼黃カイロ、氣憐アヲタ、癥キノフサを云
幾那チキナキ孟キモール 八枚 白砂糖 一匁 燒酒 一匁
水 多サマサの定マサニ 肉豆蔻ニクヅク 粉フウ一匁 右毎日服用マサニ

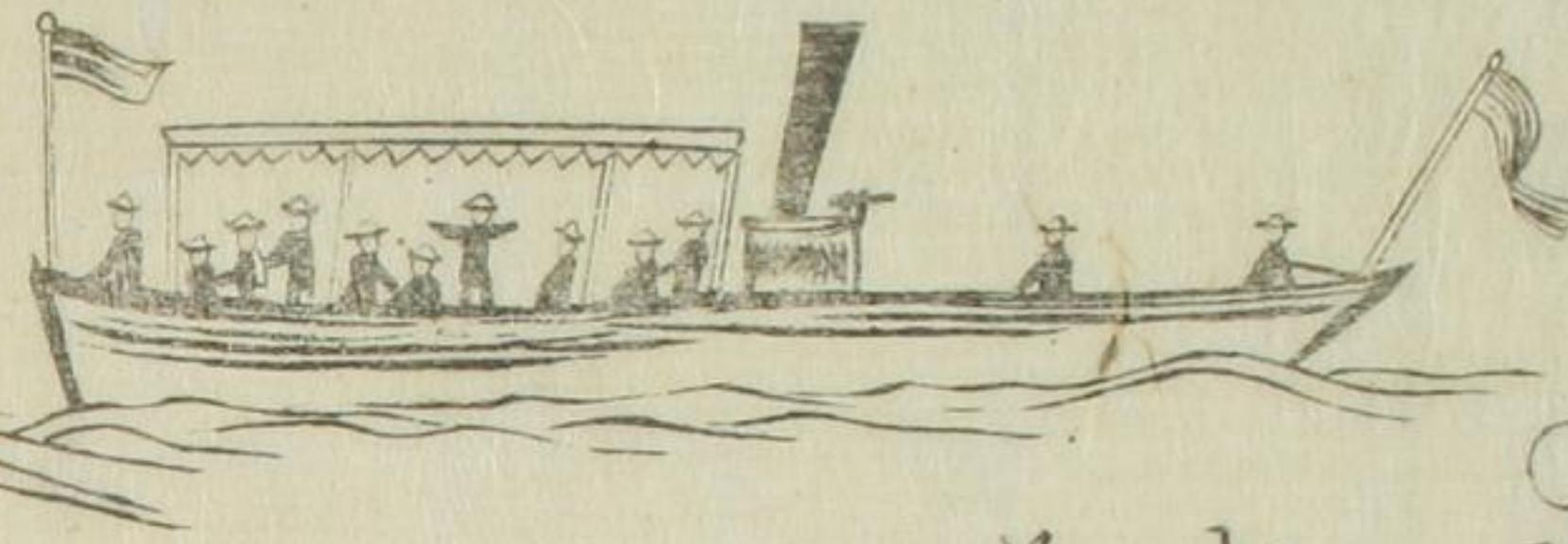
○新式打方蒸氣船 名シナノオヘエド

此度右の船出走仕東京通ひ毎月朝四時出帆
荷物運送す竹下万豪町目浜舟場より出勤のと
て

模倣モ 船主教白

日本人民人前 金百足

月日



中外新聞第二十八號

明治二年己巳十二月七日

東京出版

○唐國の暦并十二月晦日日食の事

此頃唐國同治九年庚午ノ暦を得テ其正月元日我が今年
の十二月三十日より至其餘が少しの差あるを依り左
之を略記して好事の者の参考ふ供ふ

皇國明治三年 大 二酉三卯五寅七卯九子十一辰
凡三百八十三日 小 正戌四酉六卯八卯十午閏十亥十二戌

唐土 同治九年 大 正斧 二釈 三釈 五兩 七匁 十匁 十一匁
允三百八十四冒 小 四釈 六兩 八匁 九匁 閏十匁 十二匁

今年十二月晦日即ち西暦正月三十日の夜日食ノリ日本
及び西洋諸國ヲ見えビ只サレドウヰス島以南の海上ヲ
見ゆるのみ此日蝕の事中外通暦ニ洩まつて故ロレドノ板
航海暦ニ於て記ス小記ス

○官板 皇國明治三年 中外通暦

一枚摺出未

西洋一千八百七十年

○御賞典の事

去る朔日 御太政沖維新以來の功臣ヲ 沖恩賞

仰出シ

御叙一口

徳大寺大納言

副島參議

万里小路宮内卿

大隈民部大輔

寺島外務大輔

伊藤大藏少輔

井上民部大丞

同 同 同

同

同

同

同

同

大木大參府事

青山權大參府事

同 直垂料金二百兩

佐奈刑部大輔

福羽神祇少副

同

松田京都大參事

御衣一領

三條西侍從

野村長崎縣知事

○横濱新聞の抄譯

日本トサンドウヰス島ニ趣くべき使臣上田氏三輪氏等サ
ソフランシスコニ到着サト

日本の一貴カハサダハテ候佐土原可考ホサンフランシスコノ
此頃ニウヨルクノ旅行サリ

シエス海峽を追々船舶の通行盛んニ開發以来大船の
航行せしもの既ニ百二十餘艘ニ及ベリトツ

去月下旬サ番の家モヘンリー・アーヴィヒ外國人不意
ニ殺害せらきテしが兩三日前其罪人西捕ニ相成リ糺問
最中ナリ

亞墨利加洲キニ嶋ハ今以て平定ニ至ラバ此頃キニバの抄掠
船、船号リリヤン北亞墨利加フロリダの港ニ入津し石炭を
買入れ出帆セ一處石炭を積ム小船を英國の軍船スタル

リノ奪られ遂ニ「タルリ」の船将の計策にて「リリヤン」
船火を放ち全くこれを焼き沈めたり

○

病院在留の英國醫師偉理士氏過日薩州へ徃きシヨモリ其
代クニ亞國醫師西孟士氏近日病院ニ來テシモンス未年
日耳曼國より名医數人を迎ヘラシベキ由

此冬迄近來數年と相比較シテ小寒威殊の外嚴——冰の厚
き事常ニ倍セリ玉川辺ニ村居する一友人朝々寒暖計を
試ムナセ四五度まで下れシトモ度々最も寒く曉
え——夜ナセ一度ナ至ルトシ

天長節賀 御酒於議員恭賦謝恩

神戸福井邁鹿川

誕 聖佳辰朝野歡集賢賜宴舞鶴鸞樽不讓金荃露沃出
微臣一片丹

同上

長尾増田貢岳陽

維新 聖節靄祥雲恩洽言官御酒薰不用特呈金鑑錄終天
一姓コ東君

同上

土浦關思敬雪江

又是天長誕 聖辰鴻恩何幸及微臣議廳須比集賢殿拜賜
盈觴甘露醇

己巳九月廿七日

上幸於集議院、恭賦以紀盛事

長尾增田貢

鳳輿朝下慶雲間、議院生輝鶴鷺班、榮比登瀛唐學士、隔簾彷
彿拜天顏

議臣三百盡愚衷、聖主親臨廣四聰、踧躍登壇讀羣策、琅
聲徹玉簾中

新政崇文闡化源、天威咫尺獻芻言、黃封開賜流霞酒、傾瀉
丹心答聖恩

同上

神戶福井邁

議院移鑾問治平、葑菲採擣仰昌明、絕勝漢武嵩山幸、徒聽
空中萬歲聲

御林近接議壇平、讀策聲清駐纊傾、想見天高聽卑霆、一羣白
鶴九皋鳴

天家賜酒若泉流、欽戴聖明恩遇優、三百臣僚齊獻策、一時
拜得醉鄉侯

同上

土浦關思敬

去天尺五仰恩光、座接分曹十二行、金磬傳呼秋院曙、珠簾
漏泄御衣香、卑聽公議容忠士、直表愚衷獻聖王、却憶軒
轅親問道、崆峒臨幸見賢良

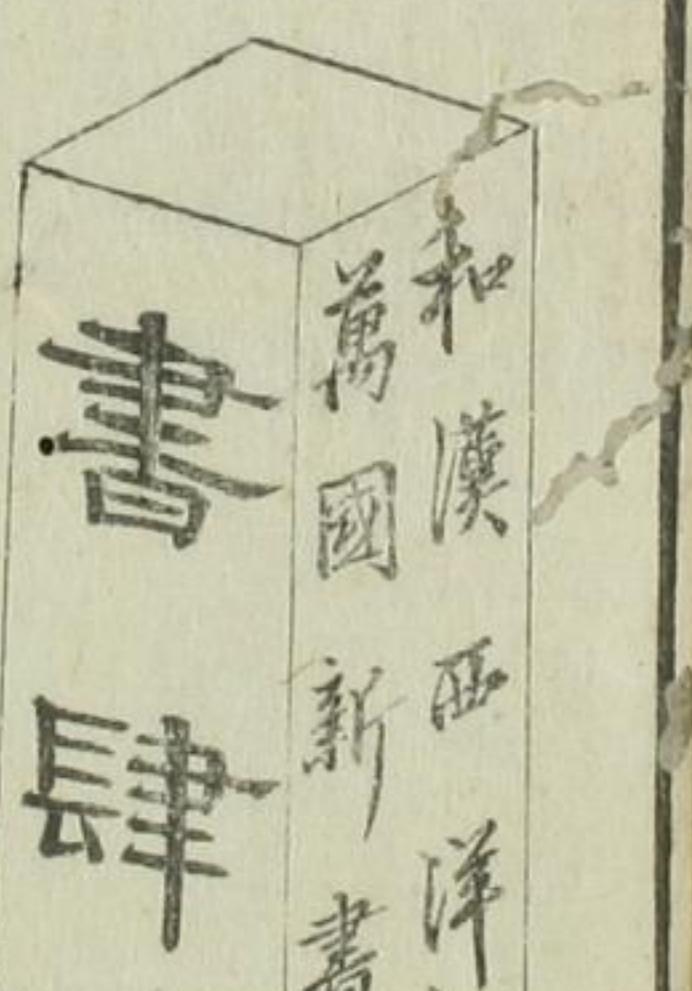
東京詞原三十

大沼厚枕山

涑史朝奉至尊經筵此外事頻繁欲知明主重儒教侍讀傳宣是大藩

二八妍姿尚玉童紫袍束帶跨花駢女郎不省藩知事只道三生在五公

カリノオヒヨウ



私儀

此度東京本町四丁目上州屋敷所於此見世家作
舊文刻門額於書林海世古以萬何年深

山停用向移仰付一月下伏

諸家株居舊板物雕刻畫勒仰付核則下直

古傳入念清角

巳十一月

(中) 中外堂紀伊國屋源兵衛

